

<研修の受講要件>

こども家庭福祉の実務経験者ルート【第3号】

項目	内容
児童福祉法施行規則上の定義	指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者 用語： ・指定施設 2024.3.18 付こども家庭庁局長通知の「別紙」に示された施設。 (一覧をご覧になりたい場合は、※のリンクの7ページ目参照) ・児童の福祉に係る相談援助業務 児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務。 (2024.3.18 付こども家庭庁局長通知)
必要とする資格	なし
実務経験 (上記資格を取得した上での経験)	指定施設において、「主として」児童の福祉に係る相談援助業務に従事した経験が4年以上
備考	「主として」とは、 ・(常勤による勤務が) 法定労働時間である週40時間の場合は、上記「児童の福祉に係る相談援助業務」に年間を平均して週20時間以上必要な期間、従事した者を指す。 ・労働時間が週40時間未満の場合や常勤でない場合等は、「児童の福祉に係る相談援助業務」に従事した全ての期間を通算して合計した時間数が、年間を平均して週20時間以上、かつ4年と同等と認められる期間を超えている場合には、要件に合致していると解する。 ・「通算」の考え方 例：年間を平均して毎週10時間以上、児童の福祉に係る相談援助業務に従事した場合、8年以上の従事期間があれば、要件に合致していると解する。 なお、上記の業務内容・期間を満たす経験が、複数の指定施設での経験であっても、差し支えありません。 (2024.3.18 付こども家庭庁局長通知からセンターが一部修正)